介護予防・健康づくりに挑戦!

第63回

指定福祉避難所の拡充に向け 平時に行ったエリア検討から実動訓練における 活動報告

長野県・組合立諏訪中央病院臨床工学科・臨床工学技士

工学科・臨床工学技士 松尾 昌看護部・看護師 宮澤英典

まちの減災ナース指導者・看護師

長谷川 舞

災害時の避難

災害発生の恐れ、また、災害発生時は指定緊急避難場所や指定避難所(以下、避難所)へ、自宅の安全が確認されている場合は自宅避難にとどまる。その他の避難場所として要配慮者が対象となる指定福祉避難所(以下、福祉避難所)がある(図1)。

指定福祉避難所とは

福祉避難所とは主として高齢者、障害者、乳幼児、その他、特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されている場所である。要配慮者とは妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とされる者が受け入れ対象とされている。ここで示す医療的ケアとは、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいう。

このように、福祉避難所は疾病や障害により日常的に医療ケアや支援を必要とする市民が大規模災害時に適切なケアが受けられないことで侵襲を伴うことがないよう安心、安全に生活が継続できるようにする必要がある。

茅野市の指定福祉避難所の課題

長野県茅野市の福祉避難所は、7か所の温泉施設

図1 災害時の避難



が指定されている。ただし、具体的な開設、運営、場所、物品、情報などについて多くの課題を抱えているのが現状であった。そこで、福祉避難所の拡充を目的に"まちの減災ナースちの"(以下、減災ナース)として、われわれ医療従事者が活動を協働することができたので報告する。なお、多くの課題の中から、場所の問題に限定して報告する。

福祉避難所ワーキングの発足

多職種間での活動を実行するにあたり、福祉 21 ビーナスプランに福祉避難所ワーキングを設置していただき、総勢 24 名で開始した。福祉 21 ビーナスプランは、長野県茅野市において市と市民がパートナーシップのもと、一体となって地域福祉を推進していくための基本計画である。社会福祉を始め保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具体化するために計画的に推

Vol.62 No.3 地域医療 (325) 61

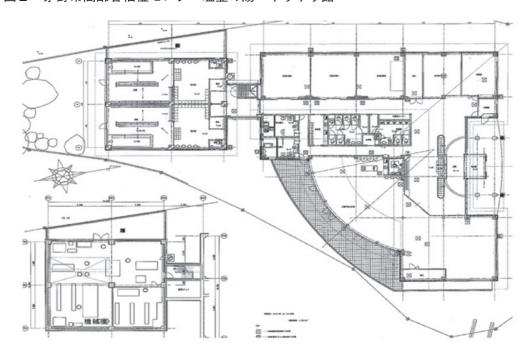


図2 茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯 ゆうゆう館

進していくことを目的としており、メンバー概要は 茅野市行政職員、医師会、障害者支援施設、介護老 人保健施設、養護老人ホーム、社会福祉協議会、市 民防災活動担当者とわれわれまちの減災ナースちの (災害に従事している看護師2名と臨床工学技士1 名)である。

私は臨床工学技士であるが、過去の災害支援経験を地域の防災減災活動に活かせるよう、減災ナースの事務局担当として活動し、今回、ワーキングメンバーとして参加した。コアメンバーによる月1回のミーティングを全体による月1回のミーティングを継続的に行い、2年半が経過した。

ゆうゆう館設置エリアと条件

2023年の検討課題は7か所ある福祉避難所の中から、茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯ゆうゆう館(以下、ゆうゆう館)に限定し、実際の立ち上げが可能であるか検討した(図2)。ゆうゆう館は「ゆうゆう」にはお湯の"ゆ"、ゆったりの"ゆ"、悠々自適の"ゆう"などの意味が込められている。平時には開館時間は午前9時から午後5時まで、利用料無料、利用条件は茅野市に住まいの65歳以上の方、

茅野市に住まいの高齢者クラブに加入している 65 歳未満の方、茅野市に住まいの障害者手帳をお持ち の方が利用可能である勤労者福祉施設である。

全面バリアフリー、プレールーム、和洋休憩室、 介護浴室、一般浴室、一般トイレ、多機能トイレな どが備わっているため、福祉避難所として開設する には非常に使いやすく要望を満たす施設であった。

福祉避難所として必要と考えられるエリアとその条件を検討した(表)。

2023 年茅野市防災訓練

2023年9月、実際に茅野市防災訓練にて福祉避難所設置を行うことができた。訓練想定は震源地は長野県茅野市、災害規模はマグニチュード7.0の地震が発生し、茅野市災害対策本部が立ち上げられ、避難所設置と福祉避難所設置の指示が出された。なお、2023年は福祉避難所開設業務に特化し、訓練を実施した。ゆうゆう館の被災状況は、女子浴室更衣室前西側壁に亀裂とガラス飛散、中央給湯室水漏れ、温泉施設とボイラ室は安全未確認、上水道断水、下水パイプラインに異常あり、電気は施設内全て通電と仮定した。

62 (326) 地域医療 Vol.62 No.3

表

10	
	● 室内に入る前
~13	● 非発熱者と発熱者の区別
	● 非対象者の1次避難所への案内
 車中泊エリア	● スタッフが安全確認しやすい
T 1 /4 - 7 /	● 前後左右 2m から 3m の間隔が確保可能
車中泊者以外の駐車エリア (家族、介助)	● 車中泊とは別エリアへ設置
着替室	 屋外 男女わける 玄関近辺で設置
仮設トイレ	● 平ら● 匂いの影響がない● 避難者用とスタッフ用
洗濯物干し	● 男女わける
ボランティアエリア (炊き出し等)	● 受付や出入等に支障がない場所を指定
屋外ゴミ集積場所	● 直射日光や雨を避けられる
上 八 二 、 未 頂 物 川	● 外からアクセスが可能
屋外感染ゴミ集積場所	● 目立たない
	● 一般ゴミとの区別● 避難者の邪魔にならない
PARTICIONAL PROPERTIES CON	● 避難者の邪魔にならない● 騒音や排気ガスの影響がでない
駐車エリア 緊急車両専用エリア	● 緊急車両の進入経路を確保
	● TV やホワイトボードの設置
情報エリア	● 電源が確保でき充電や電話が可能
	■ 隔離され接触が少ない
77.+1	● 換気が可能
発熱者エリア	◆ 十分な広さ
	● トイレや洗面所が独立で確保可能
	● 問診、診察、医療行為が可能
	● 緊急時対応のために玄関から近い
医療エリア	 プライバシーが守られる
	● 十分な広さ
	● 電源、LAM、TV
	■ 車椅子が通行可能
避難者居住エリア	テント (2m × 2m × 1.7m) が設置可能
(介護度が低い避難者)	● 簡易ベッドが設置可能
	 パーテーション TV
	TV車椅子が通行可能
	● バリアフリー
X2XX 1711 12 — 7 7	● ダンボールベッドが設置可能
	● パーテーション
	● 十分な広さ
災害用トイレ	● 排泄物が洗える
火告用「ロレ	● 清掃がしやすい
	● 清潔が保ちやすい
屋内づき	● 分別可能
屋内ゴミ	● 分別表示
	● 災害時の物資を保管できる
スタッフエリア	● 屋外からの搬入出が可能
	TV
	● コピー機

Vol.62 No.3 地域医療 (327) 63

図3 避難エリア



図4 トイレ



図5 発熱者エリア









介護度が低い避難者居住エリアには、茅野市災害 用テントを設置し、介護度が高い避難者居住エリア にはダンボールベッドを設置した(図3)。トイレ は使用不可とし、スペースの広い機械浴室と介助浴 室に簡易トイレを設置した(図4)。発熱者対応は

図6 医療エリア







図7 車中泊



入口を一般入口とは区別し、非発熱者との接触を最小限にし、一般浴室脱衣所を発熱者エリアとした(図5)。医療エリアは玄関から近い部屋とし、実際に酸素濃縮装置と酸素ボンベを設置した(図6)。

車中泊エリアはスタッフが安全確認しやすく、十分なスペースが確保できるスペースとした(図7)。その他、検討したエリアに実際に物資等を設置した。ゆうゆう館において福祉避難所に必要なエリアと条件の検討が行えた。内閣府より一人当たりの収容面積は1.57~2.93m²と報告されている。われわれは福祉避難所であることを考慮し、一人あたり3~4m²と多少広めに考え、テント以外だと収容人数14名。災害用テントは室内に8張設置可能であり、1張あたり2名入ることが可能なため、テント利用者は合計16名。施設全体では合計30名、車中泊利用として車15台収容可能と考えた。

64 (328) 地域医療 Vol.62 No.3

図8 屋内設置全体像

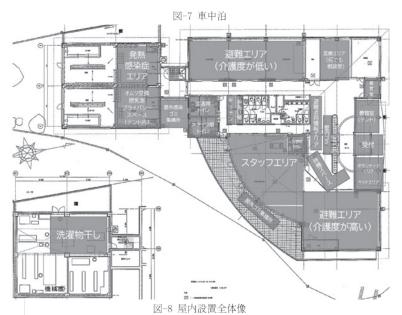
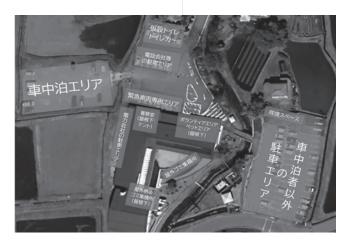


図9 屋外設置全体像



その後の活動

複数ある福祉避難所では、立地条件、施設規模、アクセス条件等から同条件にならず、必要とされるニーズも異なる。そこで、各福祉避難所の立地、収容可能人数、スペース等の検討を続けた。地震以外に、水害等の過去の被災状況からも検討した。そして、現在指定されているすべての福祉避難所を同じように開設するのは難しく、災害規模や条件に見合った施設場所の検討の必要性が明確になった。

2024 年茅野市防災訓練

2024年には玉宮温泉望岳の湯にて福祉避難所訓

練を実施し、開設訓練とさらに避難者受入訓練を実施した。要配慮者ではない避難者1名を含め、合計4名の避難者を受け入れた。1人目は車椅子使用で持続的な酸素吸入が必要な避難者、2人目はベッド上全介助、担架搬送で経管栄養が必要な避難者、3人目はアルツハイマー型認知症で38.7度の熱がある避難者、そして4人目は要配慮者ではない福祉避難所対象外の模擬避難者をたてて対応した。

受付での避難者受け入れから始まり、搬送、情報収集、説明、本部への報告に関してワーキンググループメンバーの他に、地区住民や行政職員と一緒に実施することができた。これは大きな進歩を得られたと評価する。昨年度とは違った福祉避難所を検討することができ、市内の新たな地域での福祉避難所の拡充が進められた。

最後に

平時のワーキンググループ活動から、当地域での福祉避難所の拡充が一歩ずつ進んでいる。明確になっている課題を検討・調整し、規程やマニュアルの策定が必要であると考える。そして、多くの市民の方々に福祉避難所について理解していただき、平時からの防災・減災活動につなげ、災害時に強い茅野市を目指し、多職種、関係者と協働を続けていきたい。